



保険期間 令和6年11月1日(金)～令和7年10月31日(金)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども** 「あんしん」とセットでのご加入となります
退職後も79歳まで継続できます

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。

意向確認

ご加入前のご確認

傷害総合型は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

(単位：円)

| 補償概要・補償項目 | | 本人 | 配偶者 | 子ども |
|--|--|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | Aコース | Bコース | Cコース |
| 傷 害 | 傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について) [入院保険金] | 日額 3,000円 | 日額 3,000円 | 日額 3,000円 |
| | 傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度) (状況により) [手術保険金] | 1.5または 3万円 | 1.5または 3万円 | 1.5または 3万円 |
| | 傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金] | 日額 2,000円 | 日額 2,000円 | 日額 2,000円 |
| 自宅の外において、偶然な事故により 携行品に損害が生じた場合 (免責3,000円) [携行品損害保険金] | | 10万円 | 10万円 | 10万円 |
| 他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまっ たり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして 法律上の賠償責任を負った場合 [賠償責任保険金] | | 10,000万円 (注) | — | — |
| レンタル用品の損壊・盗取により、 法律上の賠償責任を負った場合 (免責3,000円以上) [レンタル用品賠償責任保険金] | | 30万円 (注) | — | — |
| 死亡・入院により、サービスの予約をキャンセルし、 キャンセル費用を負担した場合 (免責1,000円以上) [キャンセル費用保険金] | | 10万円 | 10万円 | 10万円 |
| 被保険者の行方不明・遭難等により、 救援者費用等を負担した場合 [救援者費用等保険金] | | 150万円 | 150万円 | 150万円 |
| 月 額 保 険 料 | | 890 | 810 | 810 |

(注) 賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含みます (未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)

- ・ 配偶者
- ・ 本人またはその配偶者の同居の親族
- ・ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.85**